

## 議第52号

**令和4年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）**

令和4年度滋賀県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 195,310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 424,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

令和5年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 3,896	△ 千円 746	千円 3,150
	1 一般会計繰入金	3,896	△ 746	3,150
2 繰越金		108,382	180,517	288,899
	1 繰越金	108,382	180,517	288,899
3 諸収入		116,922	15,539	132,461
	1 県預金利子	46	△ 44	2
	2 貸付金元利収入	116,503	15,740	132,243
	3 雑収入	373	△ 157	216
<b>歳入合計</b>		<b>229,200</b>	<b>195,310</b>	<b>424,510</b>

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康医療福祉費		千円 160,598	△ 千円 82,600	千円 77,998
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	160,598	△ 82,600	77,998
3 予備費		—	277,910	277,910
	1 予備費	—	277,910	277,910
<b>歳出合計</b>		<b>229,200</b>	<b>195,310</b>	<b>424,510</b>